

- 1 共通基準
特別管理一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。)及びこれによって汚染された物、特別管理産業廃棄物(同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。)及びこれによって汚染された物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を原材料として使用していないこと。
- 2 認定対象製品区分ごとの基準
宮城県グリーン製品の認定対象製品区分ごとの認定基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

| 認定対象製品区分 | | | 認定基準 | | | |
|-----------------------|---|--|---|--|------|---|
| 製品区分 | 製品類型 | 製造場所 | 環境配慮基準 | | 性能基準 | 抗菌剤及び難燃剤の使用基準 |
| | | | 環境負荷低減に関する基準 | 有害物質に関する基準 | | |
| 省エネ等製品 | エコマーク商品類型(財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品類型をいう。以下この表において同じ。)に該当するもの | 宮城県内 | 該当するエコマーク商品類型の環境に関する基準に適合していること。(該当するエコマーク商品類型において環境に関する基準として区分されていない場合には、相当する基準に適合していること。) | | | 1 当該製品の品質について、日本産業規格又は日本農林規格若しくはこれらに準ずる規格がある場合には、その規格に適合していること。 2 1に掲げる規格がない場合には、関連する業界が定めた自主的な品質規格に適合していること。 3 1及び2に掲げる規格がない場合には、自ら定めた品質規格に適合し、十分な品質管理が行われていること。 |
| リサイクル製品 | エコマーク商品類型に該当するもの | 宮城県内 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合に適合していること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合の70%以上を使用し、かつ当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 3 当該製品に使用されている循環資源が製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | 1 該当するエコマーク商品類型の環境に関する基準のうち、有害物質に係る基準であって、その定量的なものに適合していること。(当該エコマーク商品類型において環境に関する基準として区分されていない場合には、相当する基準に適合していること。) 2 土壌と接し、又は混合して使用される製品(次項に掲げるものを除く。)であって1の基準に適合しないものについては、次のいずれの基準にも適合していること。 (1) 製品について、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境省告示第46号)別表に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第5に掲げる基準に適合していること。 (2) 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境省告示第68号)に掲げる環境基準のうち土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 (3) 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、原材料について、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)に適合していること。 3 宮城県建設汚泥再生利用指針第3に規定する建設汚泥処理土であって、1の基準に適合しないものについては、宮城県建設汚泥再生利用指針第4に規定する安全性の確認方法により確認されていること。 | | |
| | | 宮城県外 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合に適合しており、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | | | |
| エコマーク商品類型に該当しないもの | 製品類型1 肥料、石材、浄水汚泥改良土等土壌と接し、又は混合して使用される製品(製品類型2に掲げるものを除く。) | 宮城県内 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、当該循環資源について県内で発生した循環資源を80%以上使用していること。 3 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | 次のいずれの基準にも適合していること。 1 製品について、土壌の汚染に係る環境基準別表に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則別表第5に掲げる基準に適合していること。 2 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について掲げる環境基準のうち土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 3 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、原材料について、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に適合していること。 | | 使用しないこと。 |
| | | 宮城県外 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であり、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | | | |
| | 製品類型2 宮城県建設汚泥再生利用指針第3に規定する建設汚泥処理土 | 宮城県内 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が80%以上であること。 3 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | 宮城県建設汚泥再生利用指針第4に規定する安全性の確認方法により確認されていること。 | | |
| | | 宮城県外 | 次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であり、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。 | | | |
| 製品類型3 おからを原材料とした食品 | 宮城県内 | 当該製品に使用されているおからが、製品重量の90%以上であること。 | | | | |
| | 宮城県外 | 当該製品に使用されているおからが、製品重量の90%以上であり、当該おからの全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 | | | | |